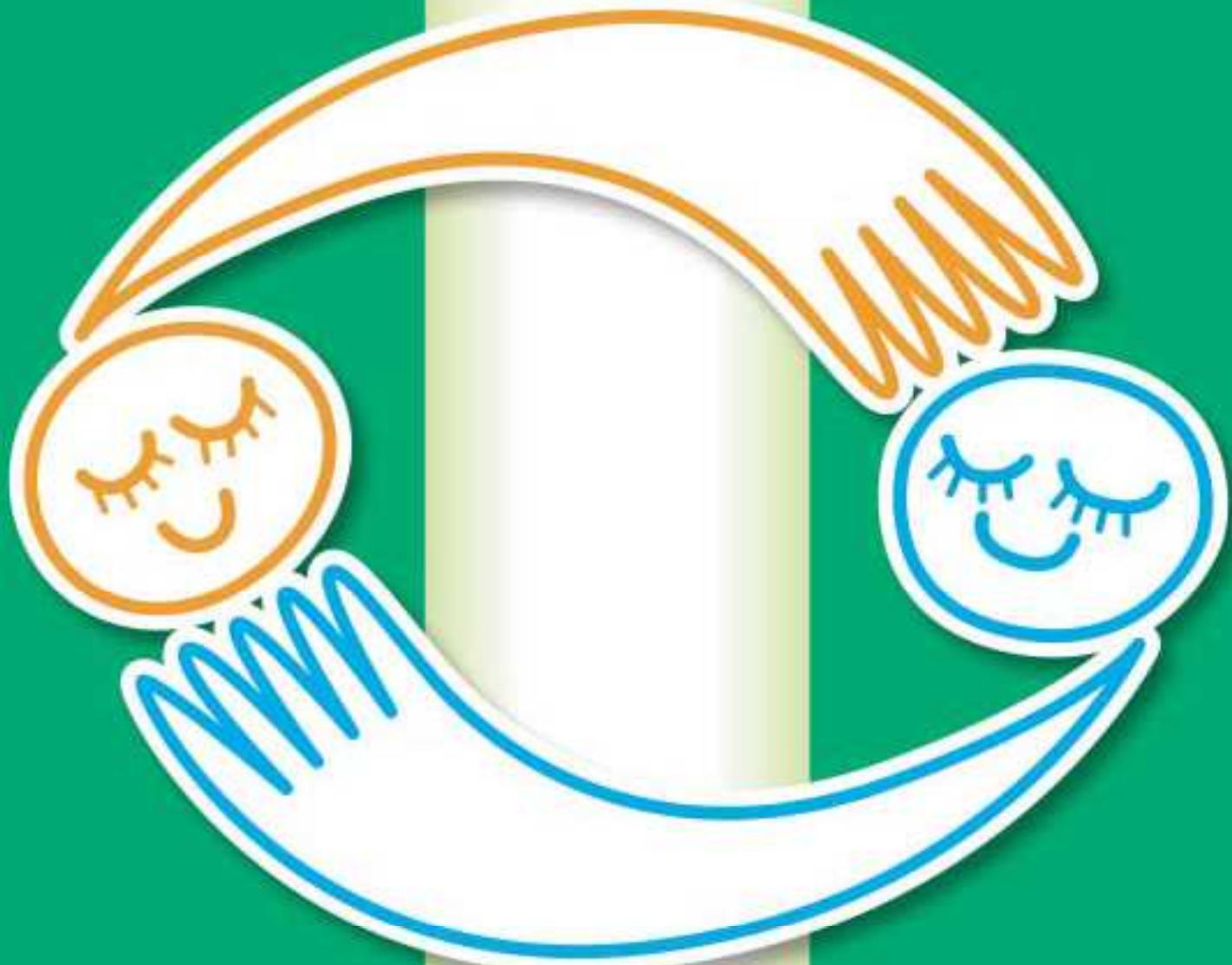


# 基本 計画







序 章

# 四国中央市総合計画 基本計画の概要

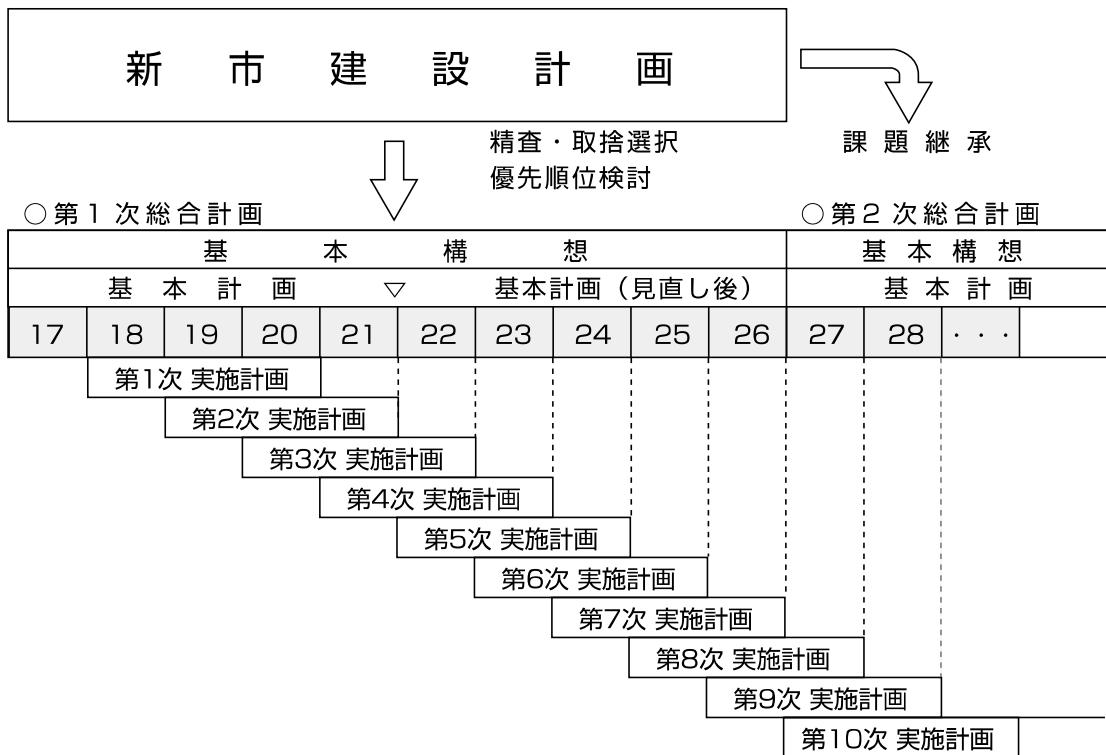
# 第1節

## 四国中央市総合計画基本計画

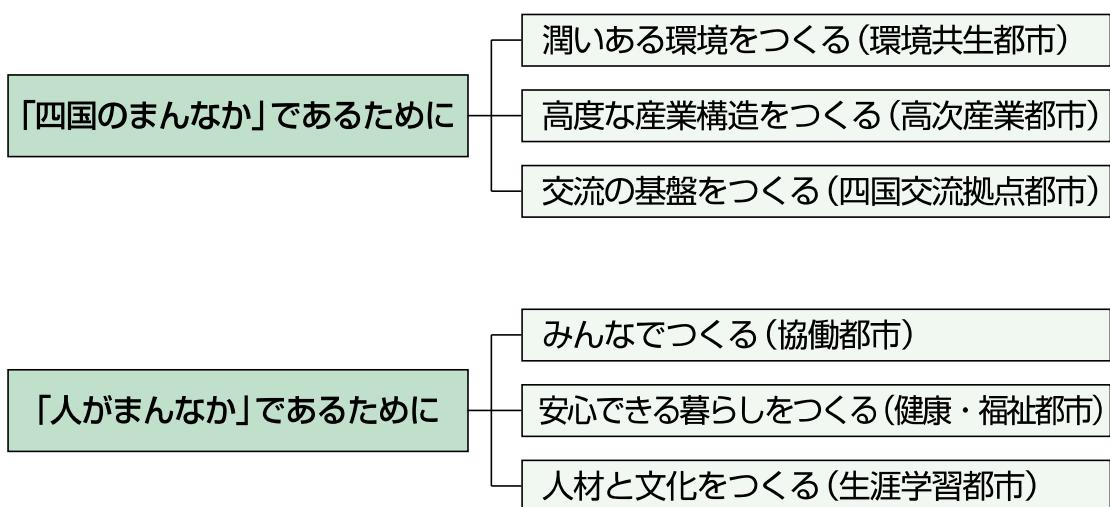
### 第1節

「四国中央市総合計画」は、地方自治法第2条に規定される「基本構想」とその具現策の大綱である「基本計画」及び直近3年間の年次計画を1年ごとに見直す「実施計画」の3本柱で構成されています。このうち、基本構想については本年（平成17年）3月定例市議会において議決され、成案化されました。本基本計画は、この基本構想の理念を具現化させるための各施策の大綱となるものですが、その計画期間については基本構想と同様に合併後10年間と定め、平成26年度を目標年度としています。ただし、合併後の過渡期的な行政事情の変化や「三位一体改革」に象徴される国をあげての改革による制度上、財政上の変化など、今後10年間の市政運営は予断を許さない不透明な環境下におけるものと予想されます。従って、本基本計画の進行管理においては策定後5年を目処として見直しを行うものとしています。

#### 計画行政の体系



また、その施策の展開にあたっては、10年間という長期間において各種事務事業の進行をより大局的かつ連鎖的に把握する必要があることから、従来の予算科目的な視点ではなく、あくまでも「四国のまんなか　人がまんなか」という基本構想の将来都市像に基づく下記の6つの視点（施策の柱）からそれぞれ展開しています。



# 新市建設計画との整合性

合併前、平成15年8月に策定された「新市建設計画」は「市町村の合併の特例に関する法律」の規定により、合併協議会において策定が義務づけられた計画であり、いわば「合併協定項目」の一つであると言えます。また、総務省通達では「新市建設計画に基づく事業」であることが合併特例事業として認定する条件と定めており、同事業に充当される合併特例債を借り入れるためにはまずこの新市建設計画に掲載されていることが第一条件となります。すなわち、新市建設計画は合併の是非を判断する材料であるとともに、合併後の財政特例措置（合併特例債）の担保となる性格をも有しています。従って、他の計画や条例などと同様に、いくら合併前に策定されたものといえども合併後において直ちにその効力を失するものではありません。むしろ、同計画の進行管理をチェックするために土居町及び新宮町に地域審議会が設置されているように、合併後も同計画は尊重され、具現化されるべきものであります。

これに対し、総合計画は地方自治法の規定に基づき策定される基本構想を核とした計画体系であり、合併による設置市といえどもその規定の例外とはなりません。従って、合併市町村には例外なくこの2つの計画が並行して存在し、その整合性を図る必要が生じてきます。どのようにその整合性を保つかについては、当事者である市長が財政状況等を勘案しつつ取捨選択し、優先順序を付することによって行われますが、具体的には新市建設計画の中から、より具現性の高いものを抽出し、基本計画及び実施計画に転載される形となります。ただし、10年間という長期間において、新たな行政需要から生じた事業については、新市建設計画に掲載されていない事業であっても実施する場合がありますし、それが合併特例債の充当を必要とする事業であれば、同計画を変更する場合もあります。

近年、国の補助金や交付税の見直しなどによる財政改革には合併前の予想を上回るものがあり、地方財政は極めて厳しい局面を迎えていました。いわば合併公約である新市建設計画についてもそのあまりに早い状況変化から、厳正な見直しを余儀なくされており、今回の基本計画においては下記の表に示すとおりかなりの事業費の圧縮を行いました。ただし、施設の統廃合など当該事業の根本的な状況の変化による取捨選択を除き、新市建設計画に掲載されている事業はそのほとんどが基本計画に継承されています。

## 新市建設計画と基本計画における事業比較

(普通会計 単位：百万円)

| 区分               | 新市建設計画 | 基本計画   | 比較      |
|------------------|--------|--------|---------|
| 普通建設事業費（財政計画ベース） | 92,241 | 60,000 | △32,241 |
| 主要建設事業費（積算ベース）   | 88,113 | 57,545 | △30,568 |
| 上記事業費に充当予定の合併特例債 | 40,144 | 20,261 | △19,883 |

※「普通建設事業費（財政計画ベース）」とは、10年間における財政収支計画における普通建設事業費であり、予算的な性格を持つものです。これに対し「主要事業費（積算ベース）」とは、実際に事業費を積算した合計額で、原則として500万円以上の普通建設事業費の合計となります。

# 「四国のまんなか」であるために

昭和60年3月27日、11キロメートルの高速道路が当地で産声をあげました。この四国縦貫自動車道第7次区間（三島川之江IC～土居IC）は、四国初の高速道路として脚光を浴び、以来手足を伸ばすように四国内に高速道路が伸展してきました。着工するまでが難しいと言われる高速道路ですが、なぜ当地がその先陣を切ったのか、合併を実現させた今、もう一度その理由を考え直してみましょう。それはけっして「四国中央市」という名称と関係がないわけではありません。

四国エックスハイウェイの結節点に位置するというメリットは、これまで「紙」に支えられてきた工業都市に新たな可能性を与えてくれました。「四国の交流拠点」という役割です。「人が集まる」ということは、ひいては物が集まり、情報が集まり、人が育ち、新たな産業や文化が育ちます。日本全体が閉塞感、停滞感に浸りつつある今日、より力強い郷土を築いていくためには何が必要なのか。先見の明とたゆまぬ努力により、その道標を築いてくれた先達に応え、私たちは様々な交流基盤の整備を進め「四国のまんなか」にふさわしいまちづくりを進めています。

子や孫たちに誇れる豊かな郷土を残すために。

